

農業用機械等を導入したい(2)

産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(国)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

販売額の増加やコスト削減による収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者などが行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。また、海外輸出のための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、産地の生産基盤強化・継承、土づくりの展開等を支援します。

対象者は？

農業者や農業者で組織される団体等が対象です。

どのような事業内容？

- ①新市場獲得対策(輸出等の新市場に対応するための生産、供給体制整備)
- ②収益性向上対策(収益力強化の計画を達成するために必要な農業機械や生産資材の導入)
- ③生産基盤強化対策(継承ハウスや園地の再整備改修、堆肥や緑肥の実証的な活用)

の3つに大別されます ※令和6年度補正予算

事業費の1/2以内の補助率で、規模拡大等に要する機械や施設等の導入に対する支援が受けられます。下限面積が設定されているため、目標年度までに下限面積を達成する必要があるほか、50万円未満の機械や汎用性の高い機械(トラック等)は対象外です。

交付条件は？

基本的に、目標年度までに販売額や作付面積の増加、コスト削減等の目標を設定した産地パワーアップ計画を作成し、目標を達成するための機械や設備を導入することが条件となっています。設定可能な目標や導入可能な機械や設備は情勢に応じて変更される可能性がありますので活用をご検討の際は農林水産省の事業ホームページを確認するか、担当課へご相談ください。

手続はどうするの？

上記の担当課にお問い合わせください。